

三菱UFJ信託銀行より“業界初の信託商品”登場

新商品『ずっと安心信託』

～生前から死亡後の資産管理を一気通貫でカバー～

三菱UFJ信託銀行株式会社(東京都千代田区／取締役社長 岡内欣也)は、2012年3月12日(月)より、利用者の生前から死亡後まで資産を管理する業界初の信託商品『ずっと安心信託』

(http://www.tr.mufg.jp/shisan/zuttoanshin_01.html)の発売を開始しました。

『ずっと安心信託』は、お客さまご本人やご家族さまに計画的にご資金をお受け取りいただける金融商品です。当社では、従来より相続発生以降の家族への資産承継ニーズに着目した『受取安心信託』などの商品を相次いで発売してきましたが、今回の『ずっと安心信託』はそれらの機能に加え、“生前”の“自分”に対しても財産の受け取りを可能にしたことを特徴としています。

『ずっと安心信託』は、以下3つの安心機能がセットになった商品です。これらの安心機能は自由に組み合わせご利用いただくことが可能です。『ずっと安心信託』の信託期間は5年から最長30年です。信託金額は500万円以上3,000万円以下で、期間・金額いずれもお客さまに決めていただけます。信託管理報酬は無料で、金銭信託の運用報酬がかかる以外に、契約時・契約期間中にお手数料はかかりません。

■ 安心機能① 生活資金を『計画的に受け取る』で安心！

「将来の生活資金を計画的に使っていけるだろうか、病気・けがなどで外出できなくなると、お金を引き出せなくなったりしないだろうか・・・。」そんなお客さまご自身のこれからの生活の心配に対し、『ずっと安心信託』では、お客さまの今後の生活に合わせて、生活資金を計画的にお受け取りいただけます。当社がお預かりした生活資金は元本保証の金銭信託で運用いたします。

※受取口座に代理人設定をしておくと、お客さまの健康状態が悪くなったときなどでも、代理人がお引き出しできるので安心です。

■ 安心機能② 必要資金を『すぐに受け取る』で安心！

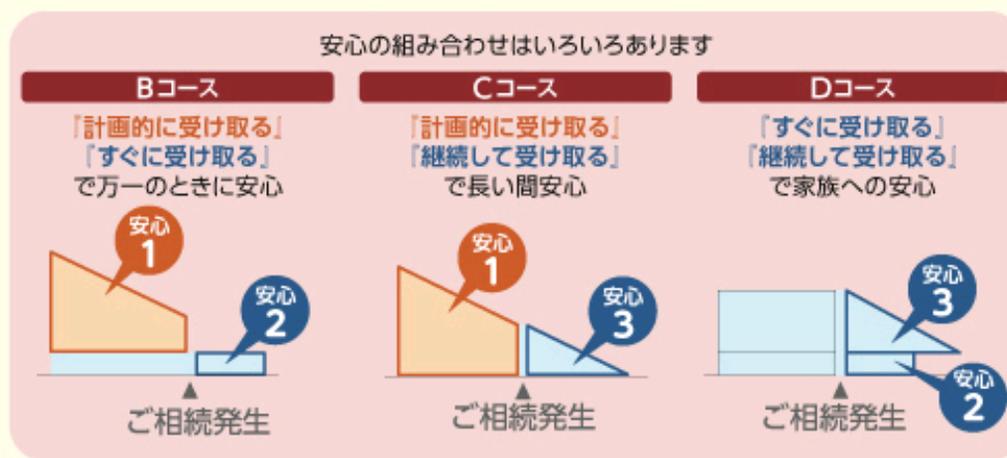
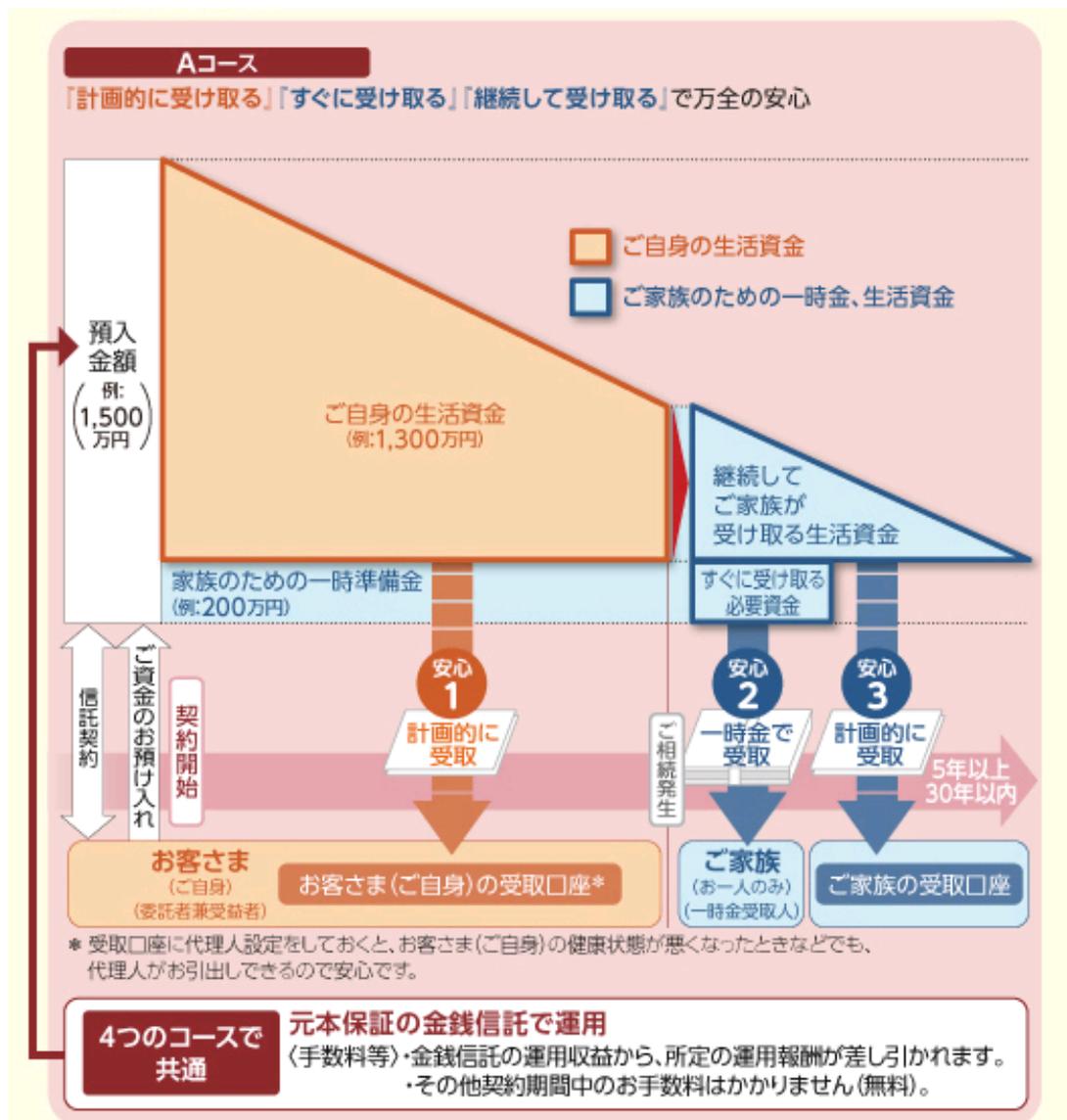
「万一のとき、大変な相続手続きが終わるまで家族でも現金を引き出せないらしい。家族のために葬儀費用や当面の生活費を用意しておいてあげたい」そんなお客さまの思いに対し、『ずっと安心信託』では、万一の際に、ご家族がすぐご入用となる葬儀費用や当面の生活費などを、簡単な手続きでご家族さま(受取人さま)がすぐにお受け取りいただけます。

■ 安心機能③ 生活資金を『継続して受け取る』で安心！

「自分に万一のことがあったら、妻の生活が心配・・・妻にも自分と同じように生活費を計画的に残せないか・・・。遺言を書くのは後にしたいが、残された家族みんなに生活資金を渡すことだけは決めておきたい・・・」そんなお客様の声に対し、『ずっと安心信託』では、相続後の生活資金を、ご家族が継続してお受け取りいただけます。

『ずっと安心信託』商品概要

『ずっと安心信託』は“安心”の組み合わせで、お客さま(ご自身)のご要望にあった[4つのコース(A~D)]をご用意しました。



「ずっと安心信託」のご契約にあたって 決めていただく主な事項

信託金額	<p>500万円以上3,000万円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ●万一の際にご家族間でトラブルが生じないよう、信託金額をご相談させていただきます。 ●追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。
信託期間	<p>5年以上30年以内で設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1回目の受取開始まで据置期間を設定することもできます (例:5年後から受取開始)
生活費の 受取サイクル	<p>毎月1回、隔月1回、3ヵ月に1回、4ヵ月に1回、 半年に1回、1年に1回の中から選択</p>
1回あたりの 受取金額	<p>ご希望の給付金額を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活の状況に合わせ、必要な金額をご検討ください。
受取口座	<p>生活費を受け取るための口座を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご本人さま名義の口座に限ります。 ●他の銀行の口座もご指定できます。 ●受取口座に代理人設定をしておくと、お客さまの健康状態が悪くなったときなどでも、代理人がお引出しできるので安心です。
受取人等 (第2受益者)	<p>①お客さまの相続発生後に「一時金を受け取る方」 「一時金の金額」を指定</p> <p>②お客さまの相続発生後に「継続して生活資金を 受け取る方」を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●①②ともお客さまのご相続人をご指定ください。①は1名、②は複数名ご指定できます。 ●②で複数名指定した場合は、ご家族への引き継ぎ割合もご指定いただけます。

- お客さまにご相続が発生した際に、ご家族が受け取る一時金の金額や引き継ぐ生活資金の金額などにより、他のご相続人の法令上の権利(遺留分)を侵害してしまう場合があります。
- 上記の場合、その侵害された部分について、そのご相続人からの請求(遺留分減殺請求)があった場合は、所定の確定判決等の書面が受託者に提示されるまで信託財産の交付は行いません。

【商品に関する一般の方のお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行インフォメーションデスク

TEL:0120-349-250 (つながりましたら「5」「#」を押してください)

ご利用時間:平日・土・日9:00~17:00(祝日等を除く)